

紹 介

Daniel Carlo Pangerl, *Die Metropolitanverfassung des karolingischen Frankenreiches*, Monumenta Germaniae Historica Schriften 63, Hannover, Hahnsche Buchhandlung, 2011, xlvii + 346 S.

津 田 拓 郎

『西洋史研究』新輯第41号(2012)抜刷

紹介

Daniel Carlo Pangerl, *Die Metropolitanverfassung des karolingischen Frankenreiches*, Monumenta Germaniae Historica Schriften 63, Hannover, Hahnsche Buchhandlung, 2011, xlvi + 346 S.

津田 拓郎

『カロリング期フランク王国における大司教座制度』（以下本書）はメロヴィング期およびカロリング期フランク王国を専門とする著者が、2010/2011年の冬学期にミュンヘン大学に提出した博士論文である。本書の刊行時点で、著者はミュンヘン大学歴史学科中世史講座にて、師であるルドルフ・シーファー Rudolf Schieffer 教授の助手を務めていた。本書が由緒ある MGH Schriften シリーズで刊行されていることから、ドイツ学界が著者の研究を高く評価していることがうかがわれる。

冒頭の第一章「導入」で明言されているように、本書のテーマはカロリング期における大司教座制度 *Metropolitanverfassung* の復活である⁽¹⁾。メロヴィング期に衰退した大司教座制度がカロリング期に復活するという自体については、先行研究においても以前から広く知られていた。しかし著者によれば、このテーマを包括的に扱う研究はこれまで存在していなかった。なお、このテーマに関係する地域史研究や部分的にこのテーマを扱う従来の教会史研究は、「導入」ではなく、第五章「カロリング期フランク王国における大司教座制度の成立」の冒頭部分に示されている。また、古代末期⁽²⁾以来衰退することなく大司教座制度が継続したイタリアは、本書の分析の対象外とされている。以下では、本書の構成にそって内容を紹介していくこととする。

第二章から第四章までは、本書の主たる分析の前史にあたる古代末期からシャルルマーニュの統治開始直前の時期の概観にあてられている。

第二章「古代末期における大司教座制度の成立」は、古代末期において教会管区の整備が進む様子を簡潔に記述する章である。325年ニケーア公会議決議、341年アンティオキア教会会議決議にみられる大司教関係の規定が引用され、この時期に、いわゆるディオクレティアヌス・コンスタンティヌス体制と平行する形で教会管区組織の整備が進められていったことが述べられている。

続く第三章「メロヴィング期フランク王国の大司教座制度の特質」は、ガリアに焦点を絞り、帝国末期からメロヴィング期にかけての大司教座制度の展開を跡づける章である。メロヴィング朝の成立以前から、ガリアには12の大司教座が存在していたこ

とが指摘された後、ガリアの教会会議における大司教座制度に関する規定が網羅的に調査されることとなる。多くの規定は古代末期の公会議・教会会議の規定を確認・補足するもので、大司教区会議に関する規定、大司教がもつ権限についての規定（司教叙階、大司教区内の争いの裁定）などがみられる。続いて、メロヴィング期後期における大司教座制度の衰退、さらには衰退の原因に関する記述が行われる。著者によれば、6世紀中頃以降、フランク王国において教会組織の衰退が始まり、7世紀中頃を最後に大司教区会議の痕跡は消え、大司教位も名誉称号としての性格を強めていった後、7世紀第3三半期を最後に、大司教位をもつ人物も完全に消滅するとのことである。その原因としてあげられているのは、国王による教会法の規定を無視した司教人事、繰り返される王国分割による大司教座組織の分断、内戦による司教座の破壊・放棄である。大司教座制度衰退に関する部分の記述は、豊富な一次史料の引用に基づいて行われてはいるものの、著者独自の研究成果というよりも、先行研究においてもすでに得られていた知見を再確認する性格のものであるとあって良いだろう。

第四章は「ボニファティウスの活動から779年3月ヘリスタルカピトゥラリアまでの時期におけるフランク王国の教会組織化」を扱っている。8世紀のフランク王国において大司教座制度の復活をはじめに試みたのは、聖ボニファティウスであった。彼が導入しようとしていた制度は、当時のイングランドにみられた大司教座制度であり、大司教へのパリウム付与を伴い、教皇庁との密接な結びつきが生じている点で、古代末期のガリアにみられた制度とは異なるものである。ボニファティウスは、742/3年のいわゆるゲルマニア教会会議を皮切りに、二人の宮宰カールマンとピピンの協力を得て、ケルン、ルアン、ランス、サンスを大司教座に（再）昇格させることを試みた。彼はこれらの処置に対する教皇の許可も取り付けた様子であるが、その存命中にはフランク国内に定まった管区をもつ大司教座が成立することはなかった。また、ボニファティウス自身は「アウストラシア教会の大司教」の地位を獲得したものの、それは教会法が定めるような大司教座を伴うものではなかった。彼は当初は定まった司教座（大司教座）を持っていなかったし、745年以降はマインツを自身の座とするものの、そこが属司教座を従属させる大司教座になることはなかったのである。さらに著者は、当時の史料の分析から、754年のボニファティウス殉教以降もさしあたりこの状況は変わらなかったと結論づけている。ボニファティウスの大司教位はまずメッスのクロデガングが、次いで766年の彼の死後はサンスのヴィルカリウスが引き継ぐ事になるが、彼らの地位も、「フランク教会の長」というものであって、メッスやサンスが大司教座に昇格したわけではなかったのである。著者によると、その後フランク王国に大司教座制度を（再）確立する試みが検出されるのは、779年に出されたシャルルマーニュのヘリスタルカピトゥラリアにおいてであった。ここには、古

代の教会法に従った、大司教座と属司教座からなる大司教座制度についての規定がみられるのである。ただし、ヘリスタルカピトゥラリアの序文において、この史料を発売した集会の参加者集団が列挙されているが、そこに大司教位を持った人物がみられないことから、この段階ではフランク王国には大司教座制度はまだ確立していないと著者は考え、この史料を、大司教座制度をフランク王国内に復活させることを宣言したものと位置付けている。

著者は第四章において、大司教・属司教に関する用語法についての考察も行っている。属司教については、ヘリスタルカピトゥラリアにおいて初めて、*episcopi suffraganei* という語が、一人の大司教に服属する司教たち（＝属司教）の意味で用いられていること、従来用いられていた(*com*) *provinciales* や *episcopi (com) provinciales* は徐々に *episcopi suffraganei* に取って代わられることが指摘されている。著者によれば、この用語法の変化は、従来「同輩中の首位」であった大司教の地位が、カロリング期には属司教を服属させる上位者としての地位に変化することに対応している。さらに本章の「付論」においては、古代末期からカロリング期までの史料における大司教を指す用語法の変遷についても考察がなされている。著者によれば、当初は東方のみで用いられ、名誉称号の意味合いが強かった *archiepiscopus* という称号は、7世紀以降西方でも知られるようになり、8世紀中頃以降はフランク王国においても（大司教管区の長としての）大司教 *metropolitanus/metropolitanus episcopus* の意味を帯び始め、最終的に8世紀末には大司教を意味する語は *archiepiscopus* のみになる。ただし、古代末期の東方教会の用法と同じく、カロリング期においても *archiepiscopus* が「大司教座の長」の意味ではなく、特定の個人に対する名誉称号として用いられる事例も存在する点には注意が必要である。そのような例としては、メッス司教アンギラム、メッス司教ドロゴ、メッス司教ワラ、オルレアン司教テオドゥルフがあげられており、彼らはパリウムも与えられていたが、属司教座を服属させる大司教座の長だったわけではないという点で、他の大司教とは区別されるものであった。カロリング期には *metropolitanus episcopus* と呼ばれる人物はみな、*archiepiscopus* でもあった（そのようにも呼ばれ得た）のであるが、*archiepiscopus* と呼ばれている人物がみな *metropolitanus episcopus* であったとは限らないのである。

第五章以降では、本書の主たる分析対象であるシャルルマーニュ期以降のカロリング期の状況が取り扱われることとなる。第五章は「カロリング期フランク王国における大司教座制度の成立」と題されており、20の大司教区一つ一つにおける大司教座の復活（新設）を史料に基づいて跡づける、本書の議論の中心をなす章であるといつてよい。本章ではまず、20の大司教座それぞれについて、前史、大司教座の復活ないし

新設の時期の検証、属司教座、カロリング期の大司教たちのパーソナリティが各々説明される。それに続いて調査結果の総合的分析が行われ、大司教座制度の復活の時期がすべて779年ヘリスタルカピトゥラリア以降に位置付けられ、極めて多くの大司教座の復活・新設がシャルルマーニュ治世に行われたこと、シャルルマーニュ個人のイニシアチヴが史料中に明確に現れる事例がいくつかみられること、それとは対照的に教皇の役割は受動的なものにとどまっていることなどから、カロリング期の大司教座制度復活・拡充におけるシャルルマーニュ個人の役割が大いに強調されている。著者自身も述べるように、この点は、近年まで支配的であった通説を覆す重要な指摘であるといつて良いだろう。また、大司教座の選択は、4世紀末～5世紀初めに成立した *Notitia Galliarum* に基づいて、一貫した体系性を持って行われたということも明らかにされている。

第六章「カロリング期フランク王国の大司教区会議」は、著者が大司教座制度の根幹と位置付ける大司教区会議に焦点をあてた章である。教会法や王の立法における大司教区会議についての規定をすべて列挙した後、史料に現れる実際の会議の事例を大司教区ごとに網羅的にまとめ、それをもとに、様々な角度から分析を加えるという手法がとられている。著者があげている例によれば、古代末期の教会法は、大司教区会議は毎年2回行われるべきであると一致して定めていたが、メロヴィング期には一年に一度との規定が支配的になる。続いて、しばしば主張されるのと異なりカロリング初期の規定が大司教区会議を扱ったものではないということが正当に指摘された後、シャルルマーニュ期になって再び年2回の大司教区会議開催に関する規定が現れること、ルイ敬虔帝期には年に1回の規定と2回の規定が混在していること、その後大司教区会議に関する規定が散発的になっていくことなどが述べられている。これを受けて、一つ一つの大司教区ごとに実際に大司教区会議が開催されたことが分かる事例を史料に基づいて調査する作業が行われ、そのデータに基づいて、大司教区会議の地理的・時間的分布、参加者集団、協議内容、大司教区会議を伝える史料類型の傾向、大司教区会議を指す史料上の用語法の分析が行われる。本章の分析から明らかになった知見は論点ごとに多岐にわたるが、ここではとくに興味深い指摘のみをいくつか紹介しておくこととする。すなわち、本稿で扱われた大司教区会議の三分の一弱について俗人の臨席も史料中に明言されていること、大司教区会議が何らかの決議（カノン）を残している事例が3例しか検出されないこと（800年前後のザルツブルク大司教区の一連の会議、887年ケルン、893年メッス）、「大司教区会議」を意味する統一的な語彙が検出されないこと、伝来上の情報の喪失を考慮しても定期的な大司教区会議開催は想定できず、何らかの必要が生じたときのみ開催された様子であること、一定数の大司教区会議が集中して開催されている所では大司教個人のイニシアチヴが極めて

大きな役割を果たしたことが、それぞれ明らかにされているのである。本書において、これらの知見の意義を、教会制度史の枠を越えた国制史上の様々な議論との関連において考察する作業が全く行われていないことは残念だが、ここで得られた詳細なデータは今後のさらなる研究のための基盤として重要な役割を果たすこととなろう。

第七章の対象は「カロリング期における司教叙階」である。ここでもまず規範史料にみられる規定を調査したうえで、実際に行われた司教・大司教の叙階について、大司教区ごとに史料を網羅的に分析していく手法がとられる。なお、本章の目的は大司教の権限と大司教区制度のあり方の考察であるため、扱われるのは行為・儀礼としての「司教叙階」であって、すでに多くの研究の蓄積がある「司教の任命」、すなわち司教人事ではない点に注意が必要である。著者はまず、司教・大司教叙階に関する古代末期以来の規定（公会議・教会会議決議や教皇教令）を検討する。それによれば、司教の叙階はその司教座が属する管区の大司教によって行われるとされており、他方で大司教の叙階には2通りのやり方、つまり他の管区の大司教による叙階と、当該大司教区に属する司教による叙階（最低3人の司教の臨席が必要）がみられた。カロリング期にはこの問題に関する新たな規定はみられないものの、ディオニシオ・ハドリアーナ等の教会法収集を通じて、古代末期以来の規定は広く知られていたとのことである。続いて、カロリング期の大司教区制度確立以降の時期を対象に、叙階の状況が明らかになる事例を一つ一つ調査する作業が行われる。その結果として、カロリング期には基本的に教会法の規定に従って司教・大司教の叙階が行われていたことが史料に即して明らかにされている。教会法の規定に反する叙階行為の事例もいくつか検出されはするものの、それらのほとんどは特殊事例として明快な説明が可能なものであった。とりわけ、君主が教会法の規定に反して司教人事を決定した事例においても、叙階行為なしでそれを行った事例は一切検出されないという指摘は重要であろう。これは、しばしば教会法からの逸脱が過度に強調されがちなカロリング期の教会のあり方を見直すとともに、近年はカロリング期についてもその存在が想定される「帝国教会制」について、新たな論点を提示する知見であるといつて良い。

第八章は「カロリング期の教会政治の実践における大司教の位置付け」である。ここでは、これまでの分析においてカロリング期の君主、とりわけシャルルマーニュの主導で再建された大司教座制度が、彼ら自身によってどのように用いられたのかについての考察が行われる。検討されるトピックは、王国規模の教会会議における大司教の位置付け、宮廷礼拝堂付司祭長・文書局長となった大司教、国王巡察使となった大司教、神学的議論における大司教、教会政治に関する君主の決定を管区に伝達する役割を担う大司教である。これらのトピックすべてについて、著者はこれまでと同じく多様な史料類型を縦横に用いて分析を進め、カロリング期の大司教には、教会法で定

められた聖職者内部における上位性のみならず、王国統治における重職や教会政治における重要な任務が与えられていたとの結論を導くのである。

最後に第九章「結論」において、本書で得られた知見がまとめられるとともに、カロリング期に確立された大司教座制度が、中世盛期・後期になってもほぼ変わらず維持されていること、大司教座制度が東欧・北欧における伝道地域においても用いられたことなどの指摘から、本書が扱った大司教座制度復活の歴史的な意義が強調されている。

以上、本書の構成に従って内容を概観してきた。すでにお分かりのように、本書は極めて体系的な構成で叙述されており、著者がその結論を導く論理も、読者は明快に読み取ることができる。それにもかかわらず（または、まさにそれ故に）、紹介者は本書を読む中でいくつかの問題点にも気がつくこととなった。まず、指摘すべきは、カロリング期における大司教座の復活時期を確定する際に、その座の指導者が *archiepiscopus* と呼ばれているか *episcopus* と呼ばれているかがしばしば指標とされている点である。紹介者の印象では、カロリング期の史料において大司教が *archiepiscopus* ではなく *episcopus* と呼ばれることは、それほど珍しいことではなかったと思われるため、当該管区の長が *episcopus* と呼ばれていることから、その管区が大司教区になっていないことを推測する場合には注意が必要であろう。例えば、著者が811年段階で存在した大司教座を列挙している史料として用いている（この理解自体に問題はない）「シャルルマーニュの遺言」においても、大司教たちは *episcopus* と呼ばれているのである。確かに著者は、794年フランクフルト教会会議決議については、この史料が *archiepiscopus* と *episcopus* を明確に区別して用いていることを示し、*episcopus* の語が大司教区の不在の指標となり得ることを明確にしている（S. 123）。しかしこのような手続きは、著者が示しているすべての証拠について貫徹されているわけではないため、著者が示す大司教座の復活・成立時期の年代特定は、常に信頼できるものとは限らないと言わざるを得ない。

また、「*synodus/concilium* はカロリング期の史料において排他的に教会会議 *Synoden* の意味で用いられた」（S. 246, Anm. 301）という記述は正しいものとはいえない。この陳述はカロリング後期についてはある程度の妥当性を持っているものの、シャルルマーニュ期末頃までの史料においては、*synodus* の語は極めて多様な種類の集会を意味し得たのである⁽³⁾。

これに関連して、分析概念としての大司教区会議を厳密に定義して、それ以外の教会会議を検討の対象外としている点にも疑問が残る（S. 162f）。一人の大司教とその属司教たちが参加者の中核をなしている会議であっても、他の大司教区からの参加者

が一人でもいる場合には、それを「拡大大司教区会議」とみなし、検討の対象に含めていないのである（ただし註では言及される）。確かに、当時の教会法の規定等を見ても、一人の大司教とその属司教たちが集まる「大司教区会議」は、同時代においても一つの教会会議の類型として明確に存在していたことは間違いないのであり、「拡大大司教区会議」はその定義からは外れるものである。しかし、「拡大大司教区会議」の数の少なさ（本書によればカロリング期を通じて6例）や、当該大司教区外からの参加者が1～3人と極めて少数であることを考えるのであれば、この種の教会会議も大司教区会議と類似の機能を果たし得たこと、さらには同時代人もこれらの集会が「大司教区会議」と全く異なるものであるとは考えていなかった可能性を想定すべきであろう。この点については、著者自身も、「拡大大司教区会議」を、「大司教区会議」と対置されうるような何らかの独自性を持った教会会議の一類型とみなすことは有益ではないとの見解を提示している（S. 259f）。そうであるならばなおさら、大司教区会議の開催頻度や開催地の傾向等を考察する場合には、これら「拡大大司教区会議」も分析から排除すべきではなかったと思われるのである。

大司教の教会政治上の役割を分析する一方で、それ以外の活動（こう呼ぶのが許されるのであれば、「世俗政治上の」役割）が一切扱われていないことや、大司教区会議が果たし得たと思われる「世俗的」役割の考察、その他本書の議論から得られた多岐にわたる知見と国制史上の諸論点との関係に関する議論がみられないことも残念である。もっともこれらの点に関しては、本書が主として教会制度史的な視点で執筆されているものであることを考えるなら、本書が提示したデータに基づいて、われわれ読者が今後考察していくべきことなのかもしれない。

いくつかの疑問点を指摘してきたが、紹介者は本書の研究史上の意義を決して低く見積もっているわけではない。本研究の大きな意義は、大司教座の復活・成立という一つのテーマについて、フランク王国全体を対象に網羅的な調査を行った点にある。従来のフランク王国研究、とりわけカロリング期を対象としたものにおいては、独仏の研究史の分裂状況ゆえか、どのようなテーマであれ、フランク王国全土の事例を網羅的に扱うタイプの研究は稀であった。本書の立論は比較的オーソドックスなものであり、特に目新しい手法が用いられているわけではない。しかし、その構成はドイツ学界特有の体系性・網羅性を持っており、個別の論点について著者が用いた先行研究や史料は脚註においてもれなく詳細に引用されているため、今後このテーマに少しでも関係のある仕事を行う者にとって、常に参照されるべき仕事となっているのである。繰り返しになるが、本書の議論は基本的に、教会制度史の領域に限定されている。それでも本書が扱うテーマは、広く国制史全般、とりわけ「帝国教会制度」をめぐる

近年の議論や、中央と地方の政治コミュニケーション、在地における文書利用、シャルルマーニュの主導で始められた教会改革政策の実効性の評価、さらには近年再び活発に議論され始めている時代区分論の問題に関してなど、非常に多くの議論にとって重要なものなのである。

著者は現在、本書と同じ初期中世を対象とした、新しいテーマを設定したうえで、再び全ヨーロッパの視野を持った網羅的研究に取り組んでいると聞いている。本書に劣らない、重要な成果が現れることを大いに期待したい。

註

- (1) 本紹介においては、ドイツ語の *Metropolit* を「大司教」、*Provinzialsynode* を「大司教区会議」と呼ぶ事とする。著者が第四章後半において指摘するように、そもそもは *metropolitanus* (独 *Metropolit*) と *archiepiscopus* (独 *Erzbischof*) は異なる概念であり、日本語においても前者を「首都大司教」、後者を「大司教」と訳し分ける方法も考えられる。とりわけ、*archiepiscopus* は、「属司教を従属させる大司教座の長」でない人物に対する名誉称号としても用いられ得たため、両者を等しく「大司教」と訳すことは、この点の混同をもたらしかねないのである。しかし、本書の著者が一貫して *Metropolit* の語を用いている点(ただしポニファティウスの「大司教」称号を指す場合のみ *Metropolit* と区別して *Missionserzbischof* の語を用いている)、名誉称号としての *archiepiscopus* が本書の議論において問題となる部分が比較的少ない点、カロリング期においては両概念の区別がほぼ消滅する点を考慮し、本紹介においては「大司教」の語のみを用い、名誉称号としての *archiepiscopus* が問題になる場合は、それと分かるように記述することとした。
- (2) なお、本紹介においては、*Spätantike* の訳語として「古代末期」を用いる。現在の我が国の学会においては、ピーター・ブラウンが提示する時代区分“Late Antiquity”に対する訳語としての「古代末期」概念がかなりの程度定着しているものの、本書の著者がこの語をドイツの歴史叙述における伝統的な意味での「古代末期」、つまり西ローマ帝国末期の意味で用いている点に注意が必要である。そもそもドイツ語圏の研究において、ピーター・ブラウンの一連の業績はほとんど顧みられていないといって良い。例えば、『古代末期から初期中世へ』と題する研究集会から生まれた論文集、T. Kölzer und R. Schieffer (Hgg.), *Von der Spätantike zum frühen Mittelalter: Kontinuitäten und Brüche, Konzeptionen und Befunde, Ostfildern*, 2009においては、ごく少数の例外を除いてピーター・ブラウンの学説が議論の俎上に載せられることはないのである。とりわけ、ケルツァーによる「導入」、カイザーによる「総括の試み」のいずれにおいても、ピーター・ブラウンの名前が一度たりとも言及されていないことから、本書のタイトルにある「古代末期」*Spätantike* 概念が、ピーター・ブラウン流の *Late Antiquity* とは異なるものであることは明白である。T. Kölzer, 'Einführung', *ibid.*, S. 7-16; R. Kaiser, 'Spätantike und Frühmittelalter - das Problem der Periodenbildung, Kontinuitäten und Brücke, Konzeptionen und Befunde. Versuch einer Zusammenfassung', *ibid.*, S. 319 - 338. ピーター・ブラウンによる古代末期概念については、多くの邦語文献や翻訳で概要を知ることができるため、ここでは詳述しない。古代末期学説をめぐる最新の動向については、

戸田氏によるまとめが有益である。戸田聡「ピーター・ブラウンの古代末期理解をめぐって——訳者あとがきに代えて——」、ピーター・ブラウン（戸田聡訳）『貧者を愛するもの』慶應義塾大学出版会、2012年、253-368頁。

- (3) 同時代史料における集会（教会会議・王国集会）に関する用語法については、拙論「カロリング期フランク王国における王国集会・教会会議——ビピン期・シャルルマーニュ期を中心に——」、『ヨーロッパ文化史研究』第11号、2010年、131-180頁を参照のこと。なお、*synodus*が教会会議以外の集会を意味し得たこと自体は、西欧の学界においてもしばしば指摘されてきた。W. Hartmann, *Die Synoden der Karolingerzeit im Frankenreich und in Italien*, Paderborn-München-Wien-Zürich, 1989, S. 4f; M. de Jong, 'Ecclesia and the early medieval polity', S. Airlie, W. Pohl und H. Reimitz (Hgg.) *Staat im frühen Mittelalter*, Wien, 2006, S. 124-129.